

で動いています。したがって、障害者にとって社会的不利となるような条件がまだたくさんみられますが、障害者は、障害をもたない人とは異なった欲求を持つ特別な集団ではなく、一人の人間としての当然な欲求を満たすために特別な困難をもつ普通の市民と考えることが先決です。

障害者を締め出す社会は正常ではありません

国際障害者年は、障害者のためだけにあるものではありません。社会を障害者や老人などにとつて利用しやすくすることは、社会全体にとつても利益となるもので、障害者を締め出すような社会は、正常であるとはいえません。

町ではこのような事業が――



国際障害者年 「五つの目的」

- ① 障害をもつ人が、身体的にも精神的にも社会に適応することができるよう援助すること。
- ② 障害をもつ人に、援助、訓練、医療及び指導を行うこと
- ③ 障害をもつ人が社会生活に

実際に参加できるように、公共建築物や交通機関を利用しやすくすること。

④ 障害をもつ人の経済活動や社会活動などへの参加の促進について広くPRすること。

⑤ 障害の発生の防止及びリハビリテーションのための対策を推進すること。



車イスでバスケットボールを楽しむ子供達

町では心身障害者(児)の家族とその本人とで組織する身体障害者福祉会(会長・鈴木正久・五ノ神)が中心となって会員

同士の親睦をはかり、また、身体障害者スポーツ大会へ毎年参加し、今年「身体障害者福祉大会」を予定するなど、さまざまな活動を行っており、会には町から補助金が交付されています。また、各種の手当や医療費等の関係の予算が計上され、心身障害者(児)の生活の向上が図られています。

身障者相談員

県知事の委託を受け、心身障害者の各種の相談に応じます。当町では次の二名の方が担当しています。

● 飯島 栄(芝崎)：身体障害者(児)担当。

諸手当

● 水須忠治(古屋)：精神薄弱者(児)担当。

● 特別児童扶養手当

日常生活の困難な二十歳未満の児童を養育している方に支給されます。

● 在宅重度精神薄弱者及びねたきり身体障害者福祉手当。

在宅の重度精神薄弱者やねたきりの身体障害者を世話する方に支給されます。

医療費関係

● 重度心身障害者(児)の医療費の無料化。

● 重度の心身障害者(児)が支払った医療費の自己負担分を町が支払います。

● 更生医療の給付

日常生活の向上

身体障害者が障害の程度を軽くしたり、取り除いたり、進行を防いで生活の便宜を増すために必要なとき給付する医療です。

訓練用ベッドや浴槽、特殊便器、補聴器、盲人安全つえなどの補装具を貸し出したり、修理したりして日常生活の向上をはかります。

ねたきり身体障害者

見舞品

ねたきりの身体障害者に対し、年一回見舞品を贈ります。

心身障害者扶養年金

独立して生活することが困難な方を扶養している方が一定の掛金を出し合い、万一のことがあった場合、後に残された心身障害者に一定の年金を拠出する制度です。

みんなが平等に、楽しく暮らせる社会を目指しましょう。

